

8 集落営農組織について

集落など、まとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産について共同で取り組む組織のことを集落営農組織と言います。

機械の所有形態や組織の運営方法、生産調整などを含む農地の利用調整、経理の仕方や法人化の有無などで様々なパターンがみられます。

中部管内でも各地で組織設立に向けた話し合いが進められています。

【農業機械・農地の利用方法による分類】

①機械の共同利用組織

共同で農業機械を所有・利用して効率的な生産体制を確立する

②農作業受託組織

共同で導入した機械を使い、農作業を受託する。

③ 1 集落 1 農場

農地をまとめて一農場として考え、農地を団地化し、有効活用する。

【組織の形態による分類】

①任意のグループ

②代表や規約を持つ任意組織

③経理を一元化し、法人化の計画のある組織

④経営を法人化した組織

【農地利用集積についての合意の有無】

《特定農業団体・特定農業法人》

農地利用集積の対象として、農地利用改善団体による特定農用地利用規定への位置づけが有る集落営農組織、法人のこと

○管内の集落営農組織数

市町名	任意組織 (非法人)	法人組織
倉吉市	22	11
三朝町	8	2
湯梨浜町	11	0
琴浦町	11	4
北栄町	15	4
中部計	67	21
県計	202	80

□令和7年集落営農実態調査（農林水産省）より